

## 償却資産に対する課税

### 償却資産とは

個人や法人で、商店や工場などを経営している方、または、駐車場やアパートなどを貸し付けている方等が、その事業のために用いることができる構築物・機械・工具・備品などをいいます。

たとえば、テレビを家庭用として使用している場合には課税の対象となりませんが、事業用として使用している場合は償却資産として課税の対象となります。

なお、自動車・原動機付自転車のように、自動車税・軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税の対象から除かれます。

〔償却資産の具体例〕

- 構築物 ……外構、看板・広告塔、家屋所有者以外の方が施工した内外装、駐車場の舗装など
- 機械および装置 ……旋盤、クレーン、受変電設備など
- 船舶・航空機 ……遊漁船、モーターボート、ヘリコプターなど
- 車両および運搬具 ……フォークリフト、ホイールクレーンなどの大型特殊自動車など
- 工具・器具・備品 ……テレビ、冷蔵庫、パソコンなどの事務機器など があります。

### ● 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて申告しなければなりません。  
※申告書は資産の所在する区毎に作成してください。

**申告期限** 1月31日 **申告先** 〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号(博多区役所9階)  
財政局資産課税課(償却資産係)

※申告期限が土曜日または休日の場合は翌開庁日が申告期限となります。

### ○ インターネットを利用した電子申告のご案内

福岡市への固定資産税(償却資産)の申告は地方税のポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して、インターネットで行うことができます。(P81をご覧ください)

- 償却資産申告書や種類別明細書の様式、「償却資産(固定資産税)申告の手引き」は福岡市ホームページからダウンロードできます。

福岡市 申請書ダウンロードサービス

検索 